



海津市まちづくり委員会
自治基本条例策定分科会第4回資料

2011年11月21日
岐阜経済大学 菊本舞

「自治」とは？（第1回の資料より）

- 自治基本条例は、同じ条例名をとっていても、中身は自治体ごとに異なっている。
- 自治の理念、基本的制度、権利を内容とする
- ただし、「基本的事項」が何かという点については明確な基準はない
- 「自治」の中身は市民自身が決めていくことであり、むしろ明確な基準がないのは当然
- 自治とは？
 - 団体自治
 - 住民自治
 - 自治基本条例は住民自治の具体的な中身をつくっていくための条例のひとつと考えることができる

住民自治とは？～「実践的住民自治」を例として～

- 実践的住民自治
- 長野県栄村
- 信濃川上流部
- 2300人あまり
- 日本有数の豪雪地帯
- 高齢化率40%
- 山林が9割を占める
- 頭ではなく体で覚える住民自治としての取り組み

実践的住民自治の代表的事業

○ 田直し

- 小規模圃場整備事業
- 国基準は30m×100mの30aだが、棚田の多い地域で何段も崩し一枚にすると事業費増大
- 栄村は中型の機械が使える平均8aの田に、1989年～2007年で、1414枚→514枚、面積46.2ha 農家の8割が田直し実施
- 村がパワーショベルをオペレーターつきでリース→農家とオペレーターは直接協議(8500円/時)
- 農家自己負担分は半額。10aあたり39.4万円。農家負担は半額の20万円。10aあたり10俵とれるとすれば(1俵60kg2万円)、5年間を8俵分の収入で我慢すれば借金が返せる計算。
- 国の補助事業だと5倍の180～200万円(10aあたり)。国庫補助負担が5割でも農家と村の負担がそれぞれ50万円で田直し事業に比べ2.5倍。

○ 道直し

- 村道の整備を集落ごとに住民自身で決定。7トンの除雪車が作業できるように整備する目的。
- 集落内の道は住民それぞれにとっての歴史が財産として刻まれており、行政が地図上に道路を引くべきでないと考えたため
- 材料費30～35%を住民負担、残りの材料費、重機、労働力を村が負担
- 1994年～2008年で、55路線(長さ約10km)整備。1m当たり3.5万円(国事業は20万円/m)
- 道路の強度も地元の住民が地域のことをよく知っていればカバーできる
- 冬季は職員＋除雪オペレーター40人で毎朝午前3時半～7時半に村内約80kmを除雪

○ 下駄履きヘルパー

- 特に冬場の介護体制を構築するため113人近い住民がヘルパーとして登録し(資格取得者は160名にのぼる。40名近くは自宅で家族の介護に生かす)、一人当たり老人医療費が県平均以下、基準介護保険料(2400円(全国平均が4069円で県内で2000円台は栄村のみ)や国民健康保険料の基準額が県内最低水準で維持、ヘルパー村民にはパート収入あり(時間900円)

栄村の実践的住民自治における自治とは？

- 選挙を通じて誰かにお願いするのではなく、陳情して誰かにやってもらおうのではなく、自立・自律した村なりのやり方を考えよう
- 村独自のやり方を生み出し実施していく中で、自治体職員も住民も、互いの知恵を出し合い、またその努力や汗を惜しまないようにしよう
- 結果的にその取り組みが地域内の経済循環を高めることにつなげよう(⇒地域内で雇用を生み出す仕組みづくりにつなげよう)

ワークショップ

「私たちのめざす“まち”」の実現に向けて

- 前回のワークショップ「わたしたちのめざすまち＝住み続けたいまち」をふまえて、これからの海津市で「めざすまち」を実現していくためには、「自治」とくに「住民自治」はどんな内容を持っていることが理想的だろう？
 - 例：制度的参画、住民提案型事業等の制度化
- そのために、市民、自治会、企業、学校、行政等、どんな主体がどんな役割を担ったり関わったりしていくべきだろう？
 - 協働の具体的内容？